

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月18日提出

提出者 相模原市議会議員 大槻和弘
提出者 相模原市議会議員 中村昌治
提出者 相模原市議会議員 後田博美
提出者 相模原市議会議員 臼井貴彦

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

提案の理由

本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合に係る規定の改正(第 1 条及び第 2 条関係)

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
市議会議員	1.7	1.7	3.4	1.7	1.75	3.45
				1.725	1.725	3.45

備考 改定後の欄の上段は令和 6 年度の支給割合、下段は令和 7 年度以降の支給割合

2 施行期日

令和 6 年 1 2 月 1 日。ただし、令和 7 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日

相模原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について
相模原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月18日提出

提出者	相模原市議会議員	大槻	和弘
提出者	相模原市議会議員	森	繁之
提出者	相模原市議会議員	南波	秀樹
提出者	相模原市議会議員	臼井	貴彦
提出者	相模原市議会議員	こさわ	隆宏
提出者	相模原市議会議員	野元	好美
提出者	相模原市議会議員	羽生田	学

相模原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
相模原市議会個人情報保護条例(令和4年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案の理由

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による刑法(明治40年法律第45号)の改正に伴い、罰則に係る規定を改正いたしたく提案するものである。